

白山市議会オンライン委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白山市議会委員会条例（平成17年白山市条例第221号。以下「条例」という。）第15条の2第1項の規定によるオンラインを活用した委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第2条 オンラインにより委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会議務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。
- 3 オンラインにより委員会に出席するために必要な経費は、オンライン出席委員の負担とする。

(オンライン委員会の開会)

第3条 条例第15条の2第1項第2号の規定により、オンライン委員会の開会を求める委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の1日前（市の休日にあたる日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン委員会開会請求書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。

- 2 委員長は、条例第15条の2第1項第1号に該当すると認めるとき、又は前項の請求がやむを得ない事由によるものと認めるときは、オンライン委員会の開会を決定するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び議長の意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、前項の決定をしたときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

(オンラインによる出席の申請)

第4条 前条第3項の通知を受け、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、原則として、オンラインによる出席を希望する日の1日前(市の休日にあたる日は、日数に算入しない。)の午後5時までに、オンライン出席申請書(様式第2号)を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第1項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員の委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び議長の意見を聴くことができる。

(オンライン出席委員)

第5条 委員長は、オンラインにより委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第15条の2第2項に規定する出席委員と認めるものとする。

(表決の方法等)

第6条 委員長は、挙手または起立による表決をとろうとするときは、オンライン出席委員の可否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の可否を挙手または起立により確認し、オンライン出席委員の可否と合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、案件について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、前条の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

委員会

委員長

様

委員

オンライン委員会開会請求書

年 月 日の 委員会は、下記の理由のため
オンラインによる開会を求めたいので、委員会条例第15条の2第1項第
2号の規定により請求します。

理 由

(様式第2号)

年 月 日

委員会

委員長 様

委員

オンライン委員会出席申請書

年 月 日の 委員会は、下記の理由のため
オンラインによる出席を希望したいので、委員会条例第15条の2第2項
の規定により許可願います。

理 由